

平成 30 年 5 月 2 日
預 金 保 険 機 構

振り込め詐欺救済法に基づいて平成 29 年度中に実施した公告について

1. 機構における公告の実施状況の公表について

預金保険機構（以下「機構」という。）においては、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成 19 年法律第 133 号）」（以下「振り込め詐欺救済法」という。）に基づいて、振り込め詐欺被害者の財産的被害の迅速な回復等に資することを目的として、被害回復分配金の支払手続等に係る公告業務を平成 20 年 7 月から開始しました。

振り込め詐欺救済法では、年に少なくとも 1 回、公告の実施状況について公表することを求めており（法第 37 条第 2 項）、今般、平成 29 年度中の公告について実施状況の取りまとめを行ったものです。

なお、振り込め詐欺救済法に基づく公告は、機構の「振り込め詐欺救済法に基づく公告」のホームページを利用して行われており（法第 27 条）、原則として各月 2 回公告を実施しているほか、同時に、主要な公告について、公告した総件数、総金額等の概要についても公表しております。

お問い合わせ先 預金保険機構 金融業務支援部 振込詐欺被害回復業務課 TEL : 03-3212-6076
--

2. 平成 29 年度に実施した主要 3 公告について

振り込め詐欺救済法においては、多岐にわたる公告が規定されていますが、救済手続の基幹を構成する主要な公告の状況は、以下のとおりです。

(1) 対象預金等債権の消滅手続が開始された旨等の公告

金融機関が犯罪利用預金口座等であると疑うに足りる相当な理由があると認めるときに、当該預金口座等に係る預金等債権を消滅（失権）させるための手続として金融機関の求めに応じて機構が実施するものです（法第 5 条第 1 項）。

口座名義人等が権利行使の届出等を行うために 60 日の期間を設け、当該期間内に届出等が行われない場合には、預金等債権は消滅（失権）します。

平成 29 年度に機構が実施した預金等債権消滅手続開始公告は、公告回数 24 回（平成 28 年度 24 回）、口座数 24,864 件（同 30,192 件）、預金等債権の額 1,255 百万円（同 1,938 百万円）となっています。

失権した口座については、次の手続として当該預金口座等の権利が失権したことを明らかにするため預金等債権消滅公告が行われ、その後、下記（2）の預金口座等に残った債権を分配するための手続に移行します。他方、債権消滅公告に掲載された債権額が千円未満の口座については、被害者へ分配金の支払が行われない旨の公告がなされ（法第 8 条第 3 項）、機構に納付されます（法第 19 条）。平成 29 年度に機構が実施した被害者へ分配金の支払が行われない旨の公告（千円未満の口座）は、公告回数 24 回（平成 28 年度 24 回）、口座数 16,710 件（同 16,407 件）、債権額は 8 百万円（同 7 百万円）となっています。

(2) 消滅預金等債権について被害回復分配金の支払手続が開始された旨等の公告

預金等債権が消滅したものについて、被害者への分配金を支払うための手続として金融機関の求めに応じて機構が実施するものです（法第 11 条第 1 項）。

被害者が支払申請を行うために 90 日の期間を設けています。また、金融機関は、支払申請期間経過後、申請人が分配金の支払を受けることができる者であるか否かの決定など所定の手続を経て、分配金の支払を行います。

平成 29 年度に機構が実施した被害回復分配金支払手続開始公告は、公告回数 24 回（平成 28 年度 24 回）、口座数 10,520 件（同 12,940 件）、債権額 1,262 百万円（同 1,803 百万円）となっています。

(3) 被害回復分配金の支払手続が終了した旨の公告

支払手続が終了した場合の手続として金融機関の求めに応じて機構が実施するものです（法第 18 条第 2 項）。

個々の口座情報は公告対象とされず、支払手続を終えた消滅預金等債権の総額、このうち被害者に対して支払われた総額及び残額である機構への納付予定総額が掲載されます。

平成 29 年度に機構が実施した支払手続終了公告は、消滅預金等債権の総額 1,455 百万円（平成 28 年度 2,158 百万円）、被害者への支払総額 1,282 百万円（同 1,819 百万円）、機構への納付予定総額 172 百万円（同 338 百万円）となっています。

なお、支払手続終了公告を終えたもののうち被害者に支払が行われなかったもの及び千円未満のため被害者へ分配金の支払が行われない旨の公告を実施したもののについては、3ヶ月毎に金融機関から機構に納付されます。

（４）被害回復分配金の被害者への支払率

「被害回復分配金の支払手続が終了した旨の公告」において、消滅預金等債権の総額 1,455 百万円に対し、被害者への支払総額は 1,282 百万円であり、支払率は 88.1%となりました。金融機関には、引き続き、支払率の向上に努めていくことが求められています。

表 1 平成 29 年度中の主な公告の実施状況

○対象預金等債権の消滅手続が開始された旨等の公告（24回）	
金融機関数	591 先
口座数	24,864 件
対象預金等債権の額	1,255,807,893 円
○消滅預金等債権について被害回復分配金の支払手続が開始された旨等の公告（24回）	
金融機関数	473 先
口座数	10,520 件
消滅預金等債権の額	1,262,882,410 円
○被害回復分配金の支払手続が終了した旨の公告（24回）	
金融機関数	475 先
消滅預金等債権の額	1,455,391,167 円
支払該当決定を受けた者に対する支払額の総額	1,282,678,294 円
法第十九条の規定による預金保険機構への納付予定額	172,712,873 円
（参考）平成 30 年 3 月 31 日時点の納付金残高	109,116,326 円 （納付金に係る利息 3,705,665 円を含む）
（注）「口座数」、「債権の額」は、各公告回数の合計。「金融機関数」は、各公告回数の合計ではなく純計。	

表2 平成29年度中の主な公告の各回の実施状況

○ 対象預金等債権の消滅手続が開始された旨等の公告

	金融 機関数	口座数 (件)	対象預金等債権 の額 (円)	内 千円未満の口座	
				口座数 (件)	対象預金等債権 の額 (円)
第1回 (平成29年4月3日)	144	1,129	51,470,578	641	313,121
第2回 (平成29年4月17日)	134	1,215	55,699,678	763	391,492
第3回 (平成29年5月1日)	126	1,097	57,740,657	630	323,584
第4回 (平成29年5月16日)	119	915	49,125,748	564	284,707
第5回 (平成29年6月1日)	157	1,186	48,316,141	710	357,533
第6回 (平成29年6月16日)	141	1,378	67,062,462	902	453,648
第7回 (平成29年7月3日)	143	1,154	59,060,985	677	350,097
第8回 (平成29年7月18日)	133	1,409	59,902,691	889	433,623
第9回 (平成29年8月1日)	123	1,162	54,410,922	661	331,483
第10回 (平成29年8月16日)	144	1,299	66,381,321	819	409,461
第11回 (平成29年9月1日)	134	1,170	64,570,142	672	328,793
第12回 (平成29年9月19日)	138	1,247	64,762,609	831	403,063
第13回 (平成29年10月2日)	137	940	48,865,834	584	273,715
第14回 (平成29年10月16日)	102	1,045	85,829,244	635	307,899
第15回 (平成29年11月1日)	134	897	50,192,343	525	248,144
第16回 (平成29年11月16日)	131	1,039	44,010,553	637	305,580
第17回 (平成29年12月1日)	131	917	40,338,792	544	262,358
第18回 (平成29年12月18日)	139	1,030	43,350,497	655	322,083
第19回 (平成30年1月4日)	114	886	53,850,239	507	247,043
第20回 (平成30年1月16日)	102	530	30,407,753	319	153,619
第21回 (平成30年2月1日)	132	876	33,387,152	543	260,255
第22回 (平成30年2月16日)	131	734	34,585,286	459	215,774
第23回 (平成30年3月1日)	114	751	42,368,431	429	201,463
第24回 (平成30年3月16日)	123	858	50,117,835	515	250,378
合計	(延べ) 3,126	24,864	1,255,807,893	15,111	7,428,916
(参考) 平成28年度合計	(延べ) 3,178	30,192	1,938,791,686	17,245	8,371,613

○ 消滅預金等債権について被害回復分配金の支払手続が開始された旨等の公告

	金融 機関数	口座数 (件)	消滅預金等債権 の額 (円)
第1回 (平成29年4月3日)	88	503	50,361,728
第2回 (平成29年4月17日)	69	412	54,501,119
第3回 (平成29年5月1日)	98	490	61,577,348
第4回 (平成29年5月16日)	95	526	66,036,842
第5回 (平成29年6月1日)	76	455	54,186,507
第6回 (平成29年6月16日)	96	506	60,539,435
第7回 (平成29年7月3日)	83	458	45,247,842
第8回 (平成29年7月18日)	87	446	49,184,345
第9回 (平成29年8月1日)	85	449	54,928,732
第10回 (平成29年8月16日)	75	358	41,984,412
第11回 (平成29年9月1日)	102	453	47,728,918
第12回 (平成29年9月19日)	75	465	62,697,119
第13回 (平成29年10月2日)	91	435	48,766,800
第14回 (平成29年10月16日)	84	530	57,851,193
第15回 (平成29年11月1日)	76	446	43,670,759
第16回 (平成29年11月16日)	90	500	64,947,874
第17回 (平成29年12月1日)	81	453	44,274,067
第18回 (平成29年12月18日)	72	427	72,174,821
第19回 (平成30年1月4日)	69	329	34,461,456
第20回 (平成30年1月16日)	65	427	86,161,038
第21回 (平成30年2月1日)	72	322	36,576,610
第22回 (平成30年2月16日)	73	400	46,012,093
第23回 (平成30年3月1日)	73	356	33,361,008
第24回 (平成30年3月16日)	74	374	45,650,344
合計	(延べ) 1,949	10,520	1,262,882,410
(参考) 平成28年度合計	(延べ) 2,059	12,940	1,803,749,527

○ 被害回復分配金の支払手続が終了した旨の公告

	金融 機関数	消滅預金等債権 の額 (円)	支払該当者決定 を受けた者に対 する支払額の総 額 (円)	法第十九条の規 定による預金保 険機構への納付 予定額 (円)
(平成29年4月3日)	65	27,512,850	23,345,466	4,167,384
(平成29年4月17日)	70	37,018,217	30,948,808	6,069,409
(平成29年5月1日)	61	51,463,756	42,756,525	8,707,231
(平成29年5月16日)	56	20,413,498	19,182,377	1,231,121
(平成29年6月1日)	94	160,297,565	144,152,562	16,145,003
(平成29年6月16日)	97	81,722,686	72,743,465	8,979,221
(平成29年7月3日)	91	29,216,926	23,694,663	5,522,263
(平成29年7月18日)	72	15,460,264	12,134,747	3,325,517
(平成29年8月1日)	65	61,153,239	46,778,342	14,374,897
(平成29年8月16日)	79	22,364,404	17,409,515	4,954,889
(平成29年9月1日)	87	195,529,035	180,274,345	15,254,690
(平成29年9月19日)	67	62,894,112	57,758,548	5,135,564
(平成29年10月2日)	86	33,791,585	30,020,004	3,771,581
(平成29年10月16日)	74	28,026,024	23,021,758	5,004,266
(平成29年11月1日)	77	68,490,461	62,553,041	5,937,420
(平成29年11月16日)	64	12,966,848	11,242,166	1,724,682
(平成29年12月1日)	78	171,973,502	153,904,756	18,068,746
(平成29年12月18日)	75	54,659,876	49,292,188	5,367,688
(平成30年1月4日)	64	25,290,265	22,464,610	2,825,655
(平成30年1月16日)	63	20,423,730	18,597,861	1,825,869
(平成30年2月1日)	98	59,801,474	51,776,544	8,024,930
(平成30年2月16日)	69	27,565,741	21,675,568	5,890,173
(平成30年3月1日)	76	124,310,299	110,337,335	13,972,964
(平成30年3月16日)	83	63,044,810	56,613,100	6,431,710
合計	(延べ) 1,811	1,455,391,167	1,282,678,294	172,712,873
(参考) 平成28年度合計	(延べ) 1,689	2,158,839,708	1,819,988,630	338,851,078

[支払手続終了公告の累計概要\(平成29年度\)](#)

3. 主要3公告を含めた公告全体の実施状況

振り込め詐欺救済法においては、上記のほかにも、被害者への財産的被害の迅速な回復等に資するため多岐にわたる公告が規定されており、機構が平成29年度に実施した公告の状況は、以下のとおりです。

表3 平成29年度中の公告全体の実施状況

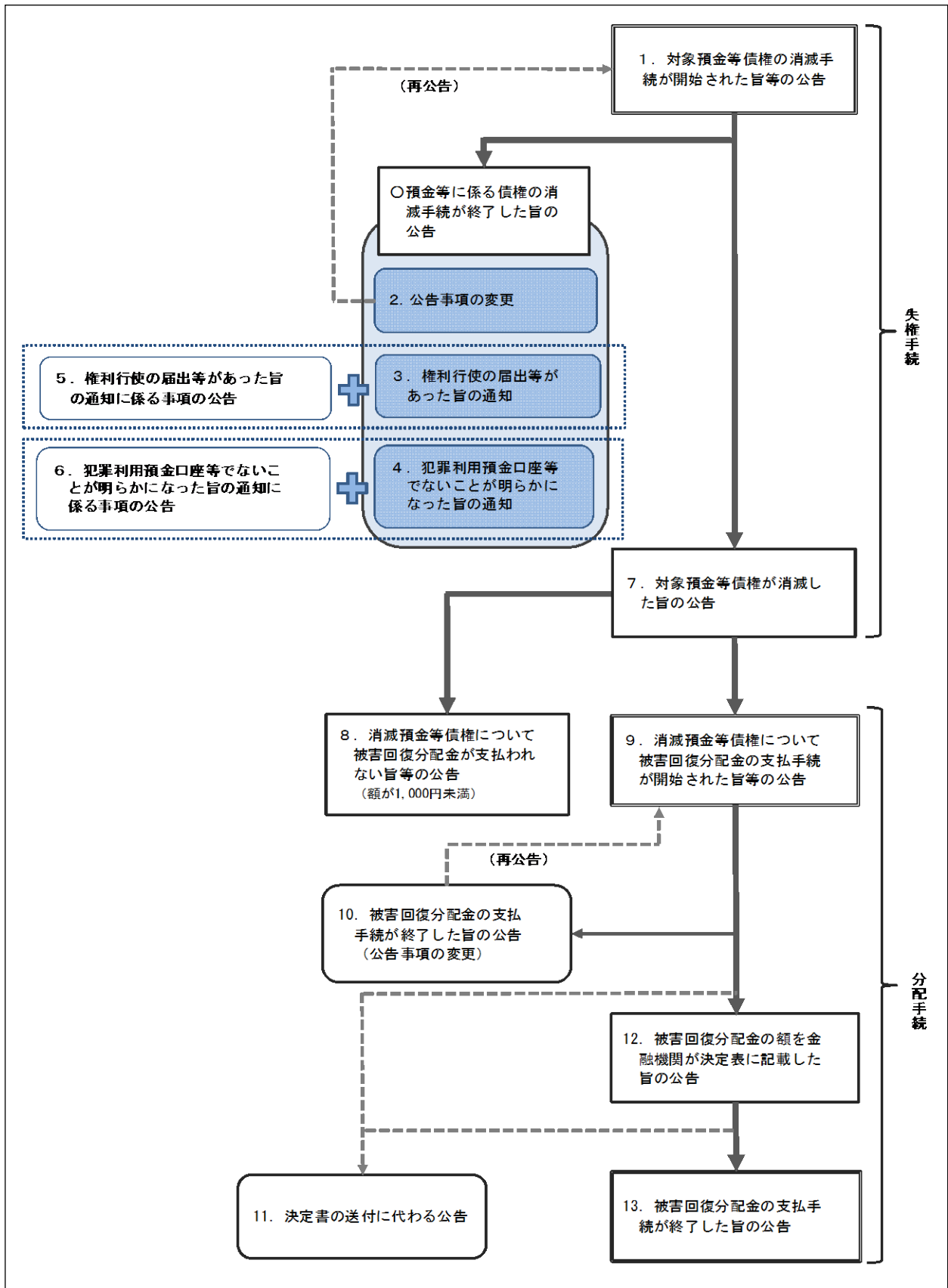
No.	公告文題名	回数	金融	口座数	債権の額
			機関数	(件)	(円)
1	対象預金等債権の消滅手続が開始された旨等の公告	24	591	24,864	1,255,807,893
2	預金等に係る債権の消滅手続が終了した旨の公告(公告事項の変更)	28	31	38	8,146,653
3	預金等に係る債権の消滅手続が終了した旨の公告(権利行使の届出等があった旨の通知)	70	35	139	44,598,063
4	預金等に係る債権の消滅手続が終了した旨の公告(犯罪利用預金口座等でないことが明らかになった旨の通知)	52	22	72	4,758,318
5	権利行使の届出等があった旨の通知に係る事項の公告	70	35	139	44,598,063
6	犯罪利用預金口座等でないことが明らかになった旨の通知に係る事項の公告	52	22	72	4,758,318
7	対象預金等債権が消滅した旨等の公告	24	584	27,047	1,320,015,937
8	消滅預金等債権について被害回復分配金が支払われない旨等の公告(額が1,000円未満)	24	514	16,710	8,235,071
9	消滅預金等債権について被害回復分配金の支払手続が開始された旨等の公告	24	473	10,520	1,262,882,410
10	被害回復分配金の支払手続が終了した旨の公告(公告事項の変更)	8	8	9	3,710,317
11	決定書の送付に代わる公告	4	4	4	2,035,181
12	被害回復分配金の額を金融機関が決定表に記載した旨の公告	24	333	10,336	1,385,927,528
13	被害回復分配金の支払手続が終了した旨の公告	24	475	—	1,455,391,167

(注) 「口座数」「債権の額」は、各公告回数の合計。「金融機関数」は、各公告回数の合計ではなく純計。

表4 公告の内容及び公告対象情報等

No.	公告文題名	公告の内容	公告対象情報	根拠規定 (法：法律、規：施行規則)
1	対象預金等債権の消滅手続が開始された旨等の公告	口座名義人の権利(＝預金等債権)を消滅させるための手続を開始するもの	金融機関名・口座番号・口座名義・対象預金等債権の額・権利行使の届出方法および期間(60日)等	[法第5条第1項]
2	預金等に係る債権の消滅手続が終了した旨の公告(公告事項の変更)	1.の公告について、内容に変更があり預金等債権を消滅させるための手続を終了するもの	終了公告日・終了の理由等	[規第9条第2項]
3	預金等に係る債権の消滅手続が終了した旨の公告(権利行使の届出等があった旨の通知)	1.の公告について、権利行使の届出等があり預金等債権を消滅させるための手続を終了するもの	終了公告日・終了の理由等	[法第6条第3項]
4	預金等に係る債権の消滅手続が終了した旨の公告(犯罪利用預金口座等でないことが明らかになった旨の通知)	1.の公告について、犯罪利用預金口座等でないことが明らかになった旨の通知	終了公告日・終了の理由等	[法第6条第3項]
5	権利行使の届出等があった旨の通知に係る事項の公告	3.の公告について、公告対象情報を公告するもの	金融機関名・口座番号・口座名義・対象預金等債権の額・終了の理由等	[規第10条第2項]
6	犯罪利用預金口座等でないことが明らかになった旨の通知に係る事項の公告	4.の公告について、公告対象情報を公告するもの	金融機関名・口座番号・口座名義・対象預金等債権の額・終了の理由等	[規第10条第2項]
7	対象預金等債権が消滅した旨等の公告	1.の公告について、権利行使の届出等がないため預金等債権が消滅するもの	金融機関名・口座番号・口座名義・消滅預金等債権の額・債権が消滅した日等	[法第7条・規第11条第2項]
8	消滅預金等債権について被害回復分配金が支払われない旨等の公告(額が1,000円未満)	消滅した預金等債権の額が1,000円未満であるため被害者への支払いが行われないもの	金融機関名	[法第8条第3項]
9	消滅預金等債権について被害回復分配金の支払手続が開始された旨等の公告	消滅した預金等債権を被害者に支払うための手続を開始するもの	金融機関名・口座番号・口座名義・消滅預金等債権の額・支払申請の方法および期間(90日)等	[法第11条第1項]
10	被害回復分配金の支払手続が終了した旨の公告(公告事項の変更)	9.の公告について、内容に変更があり被害回復分配金を支払うための手続を終了するもの	終了公告日・終了の理由等	[規第16条第2項]
11	決定書の送付に代わる公告	支払該当者の決定書を申請人に送付することができない旨を公告するもの	金融機関名・口座番号・口座名義・消滅預金等債権の額	[規第24条第1項・第4項]
12	被害回復分配金の額を金融機関が決定表に記載した旨の公告	被害者へ支払う分配額を決定し、決定表を作成したことを公告するもの	金融機関名・口座番号・口座名義・消滅預金等債権の額・7.の公告日等	[法第16条第4項・規第28条第2項]
13	被害回復分配金の支払手続が終了した旨の公告	被害者への分配金の支払いが終了したことを公告するもの	金融機関名・消滅預金等債権の額・被害者への支払総額・預金保険機構への納付予定額等	[法第18条第2項・規第31条第2項]

図1 公告の流れ



4. 公告の利用状況

(1) 閲覧件数等

平成 29 年度における「振り込め詐欺救済法に基づく公告」のホームページへのアクセス件数は、約 54 万件（平成 28 年度約 62 万件）となっています。

また、犯罪被害者あるいは口座名義人等の方々からの相談・問い合わせは、670 件（平成 28 年度 588 件）となっています。相談・問い合わせの内容で多いものは、被害者救済の仕組みや手続に関する質問、公告の見方やホームページ上の口座検索の方法に関する質問等となっています。

表 5 アクセス件数 (単位：件)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	(参考) 平成28年度
87,497	46,101	45,198	43,953	42,806	41,141	40,697	37,831	41,340	41,147	39,254	43,015	549,980	(623,822)

表 6 問い合わせ件数 (単位：件)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	(参考) 平成28年度
54	33	58	50	73	49	53	75	51	52	54	68	670	(588)

(注) 金融機関からの公告手続き照会は含まず。

(2) 利用金融機関

対象金融機関は、銀行（ゆうちょ銀行、外国銀行を含む）、信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫及びこれらの連合会とされています（法第 2 条第 1 項）。預金保険制度の対象外の農漁協や外国銀行が含まれているため、預金保険制度の対象金融機関数に比べ幅広い金融機関がこの制度の対象となっています。

平成 29 年度中にこの制度を利用した金融機関は、預貯金業務を取り扱っている金融機関 1,420 先（平成 30 年 4 月 1 日時点）のうち 651 先（法施行後の利用先数 948 先）となっています。

図 2 対象金融機関と利用状況

	銀行	信用金庫	労働金庫	信用組合	農林中央金庫・農漁協	商工組合中央金庫	合計
対象先	195	262	14	149	799	1	1,420
法施行後の利用先 (内平成29年度)	140 (125)	272 (212)	13 (13)	101 (51)	421 (249)	1 (1)	948 (651)

(注1) 水産加工業協同組合は対象金融機関であるが、預貯金業務の取り扱いがないため、上記表では省略している。

(注2) 信用金庫の利用先が対象先を超えているのは、統廃合により対象先が減少したため。

5. 公告事務の概要

(1) 振り込み詐欺救済法の趣旨

振り込み詐欺救済法は、「預金口座等への振り込みを利用して行われた詐欺等の犯罪行為により被害を受けた者に対する被害回復分配金の支払のため、預金等に係る債権の消滅手続及び被害回復分配金の支払手続等を定め、もって当該犯罪行為により被害を受けた者の財産的被害の迅速な回復に資することを目的」としています（法第1条）。

対象となる犯罪行為としては、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺のほか、ヤミ金融や未公開株式購入に係る詐欺等が該当します。

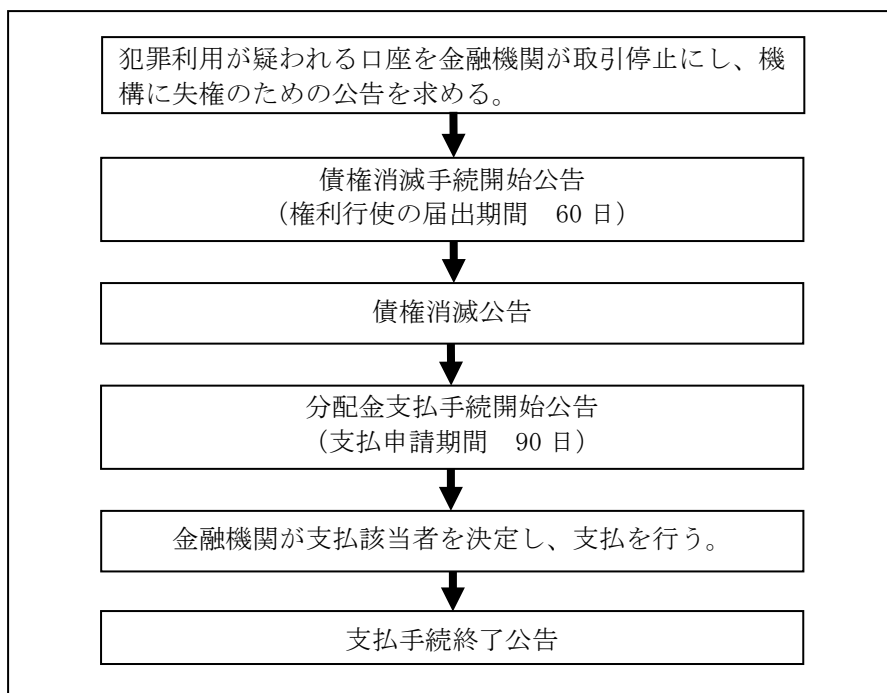
被害に遭われた方は、この法律に定める手続を経て、失権した振込口座の残高を上限として、被害回復分配金の支払を受ける方法により、被害回復が可能です。

(2) 公告手続の流れ

金融機関は、犯罪利用預金口座等であると疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、その預金口座等について取引停止等の措置を実施のうえ、機構に対し、債権消滅手続開始公告を求めることとされています（法第3条、第4条）。

公告手続は大きく分けて、債権消滅のための手続と分配金支払のための手続となります。分配を受けるまでの公告手続に要する期間としては、債権消滅手続における権利行使の届出期間は60日以上、その後、債権消滅公告を経て、分配金支払のための支払申請期間として30日以上とされています（法第5条第2項、第11条第2項）。実際の手続きでは、支払申請期間は運用上90日で取り扱っています。この後、金融機関において、申請人が分配金の支払を受けられる者であるか否か等の決定を行った後、支払が行われます。被害者への支払については、消滅預金等債権の額に、金融機関が認定した被害者の被害額の総額に対する割合を乗じたもの（ただし、被害額が上限）となります。分配金支払後に残余金があるときは、金融機関は、その残余金を機構に納付します。納付された残余金は、一定割合を預金口座等の名義人等の救済のために留保し、留保外及び留保分であっても留保する必要がなくなった場合は、犯罪被害者等の支援の充実のために支出することとされています（法第20条第1項、同条第2項）。

図3 手続の流れ



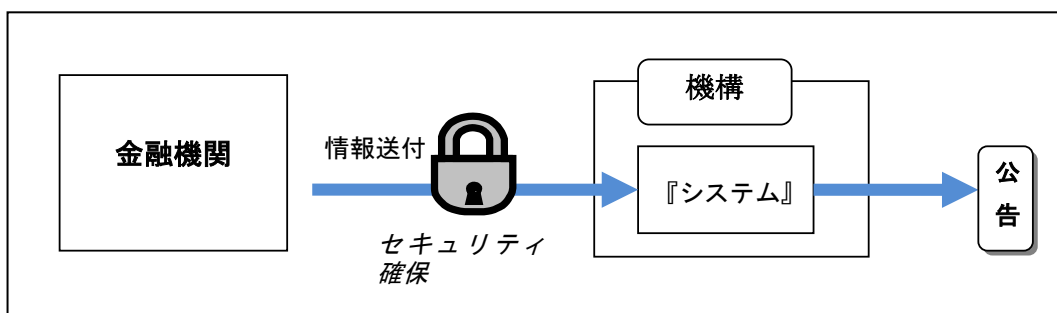
(3) 公告に係るシステムの概要

振り込め詐欺救済法に基づく公告に関する情報は、金融機関から電磁的方法により送付されます（法第34条）。送付された情報は、機構が保有するシステムの中で、所定の事項が記載されているか等の形式上のチェック等の処理が行われ、一定期間ごとに「振り込め詐欺救済法に基づく公告」のホームページにおいて公告されます。

この電磁的方法は、インターネットを利用したデータ送信によるものであるため、SSL方式（Secure Socket Layer。インターネット上でのクレジットカード取引時などに利用されているセキュリティを確保した通信方式。）や電子認証を用いる等、データ改ざん防止等の方策を万全に講じています。

また、送付されたデータの形式上のチェックの結果について、機構は必要に応じて、金融機関にその補正を求めることができます（法第5条第3項、第11条第3項）。

図4 システムの概要



(4) 金融機関から機構に納付される金銭の仕組み・用途

ア 納付される金銭の仕組み

金融機関は、預金等債権が消滅手続を経た後に、預金等債権残高（預金等口座残高）が千円未満であるときはその債権額を、また、分配金支払手続完了後に被害者に分配されない預金等債権額が残っているときは残額について、機構に納付することとされており（法第19条）、各四半期分が翌期に納付されます。

イ 納付される金銭の用途

納付金は、主務省令で定めるところにより、「口座名義人等の権利救済」のために必要な留保を行ったうえで、「犯罪被害者等の支援の充実」のために支出することとなっています（法第20条）。

(ア) 口座名義人等の権利救済

振り込み詐欺救済法では、口座名義人等の事後的な救済のために、口座名義人等が期間内に金融機関に対して権利行使の届出を行わなかったことやむを得ない事情や口座への主要な入金の原因について必要な説明が行われたこと等により、当該口座が犯罪利用預金口座等でないことについて相当な理由があると認められる場合には、残高相当額を金融機関に対して請求することができることとされています。また、上記やむを得ない事情等について必要な説明を行った場合において、被害財産以外の財産により当該口座へ入金が行われているときは、残高から被害財産相当額を控除した額の支払を請求することができることとされています（法第25条第1項、同条第2項）。

金融機関は、上記各請求に関して口座名義人等への支払を行おうとする場合に、機構にその旨を通知した後、手続の実施に関して過失がないと思料するとき等は、口座名義人等へ支払った額の相当額を機構に対して請求することができることとされています（法第25条第3項、同条第4項）。

機構がこれまでに口座名義人等の事後的な救済のために支払った実績は、16件・21,236,867円となっています。

(イ) 犯罪被害者等の支援の充実のための支出

振り込み詐欺救済法では、納付金は、前述の口座名義人等の権利救済のための支出のほか、犯罪被害者等の支援の充実のために支出するとされています。具体的な用途については、平成22年9月に設置された、「振り込み詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」（以下「平成22年PT」という。）にて検討が行われ、最終とりまとめの提言内容を踏まえた主務省令の改正により、「犯罪被害者等の子どもに対する奨学金貸

与」及び「犯罪被害者等支援団体に対する助成」の両事業に支出することとされました（平成24年4月1日より施行）。

これを受け、両事業の担い手として「平成22年PT」で選考された「公益財団法人日本財団」により、平成24年12月から上記事業が開始され、機構は、平成25年3月に5,250百万円、平成26年3月に400百万円、平成27年3月に560百万円、平成28年3月に440百万円、平成29年3月に380百万円、平成30年3月に190百万円を支出しています。

なお、平成27年11月に設置された「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」において、預保納付金事業の見直しの検討がなされ、平成28年3月に報告書として取りまとめられました。

同報告書にあるとおり、給付制奨学金の導入等、預保納付金事業の内容を大きく見直すことを踏まえ、担い手の再選定を行うこととされました。同事業の担い手を再選定するための公募が行われ、その結果、同年10月に「公益財団法人日本財団」が選考されました。

同報告書の提言を踏まえた預保納付金事業は、平成29年度から開始されました。

ウ 納付金の管理

機構では、納付金について、他の資金と混同することがないように専用の口座を設けて分別して管理しています。

図5 納付金の仕組み

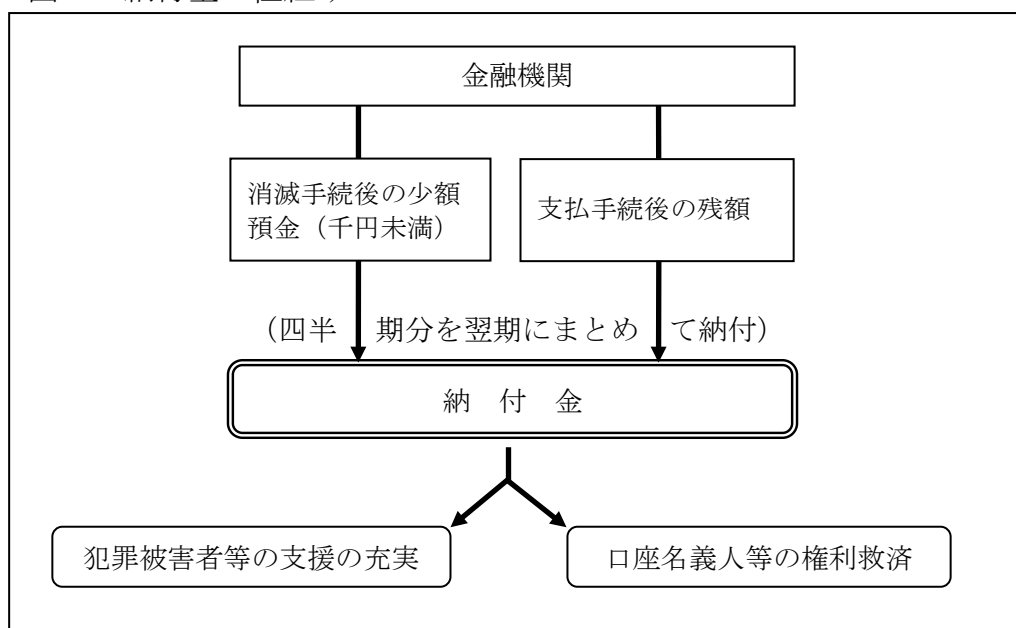


表7 年度別納付額及び支出額

納付額		支出額	
		口座名義人等権利救済	犯罪被害者等支援
平成20年度	14,176,835円	0円	0円
平成21年度	2,828,250,381円	0円	0円
平成22年度	1,561,750,812円	11,418円	0円
平成23年度	(注1) 426,043,388円	2,062,565円	0円
平成24年度	521,958,179円	3,210,819円	5,250,000,000円
平成25年度	412,652,813円	5,039,738円	400,000,000円
平成26年度	566,264,927円	7,389,961円	560,000,000円
平成27年度	434,998,632円	393,870円	440,000,000円
平成28年度	384,874,088円	615円	380,000,000円
平成29年度	(注2) 195,677,473円	3,127,881円	190,000,000円
計	7,346,647,528円	21,236,867円	7,220,000,000円
(参考) 平成30年3月31日時点の納付金残高		109,116,326円	
(納付金に係る利息3,705,665円を含む)			

(注1) 過大納付額 (1,823,829円) 調整後の金額

(注2) 過大納付額 (20,537円) 調整後の金額

(5) 手数料の徴収及び借入金の流れ

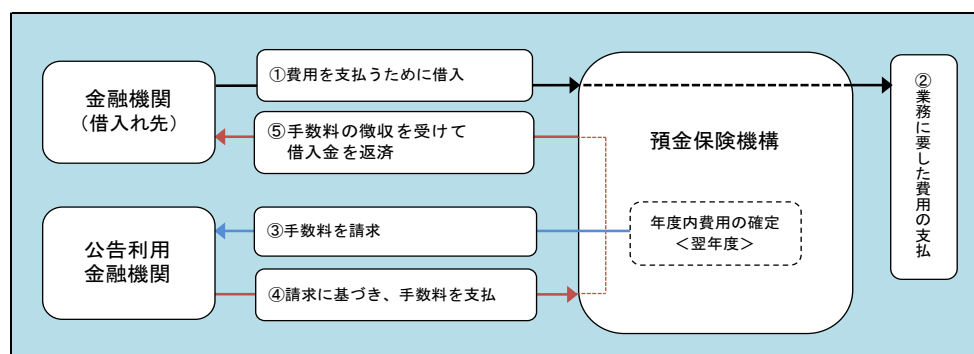
システム経費、人件費等の公告業務に要する費用について、運営委員会の議決を経て定める手数料を、公告を利用した金融機関から徴収します(法第30条)。

手数料は、金融機関から翌年度8月に徴収するため、その間の運営は借入金によって行われ、借入金は金融機関から手数料を徴収後に返済されます。

平成28年度の運営費用(124百万円)に係る手数料は、平成29年8月に金融機関から徴収しました(手数料-預金等債権の消滅手続開始公告及び被害回復分配金の支払手続開始公告について、1件あたり2,892円)。

また、平成29年度の運営費用(最終的な金額は未定)は、現在、借入金で支払われています(平成30年3月31日時点の借入金残高220百万円)。

図6 手数料及び借入金の流れ



以上